「法律学の基礎」の新設について

毛 利 康 俊

修することが期待されている(二単位)。 修科目ではない)のひとつである。一年生の全員が前期の間に履い不可にはない)のひとつである。一年生の全員が前期の間に履いのである。

でが、狙いを共通いするとはいえ、その狙いを実現するためのの機継科目である。いずれも、特定の法分野に特化することなく、新入生が一年後期からの法律専攻科目の学習にスムースに入っていけるように橋渡しをすることを狙っている(したがって、がありますに、この科目は以前のカリキュラムにあった「法律学入門」に読み替えられる)。この科目は新カリキュラム(二○○四年度から適用)におけるだが、狙いを共通いするとはいえ、その狙いを実現するためので期以前の学生にとっては「法律学入門」に読み替えられる)。

に論述を進める。 に論述を進める。 本稿では、以下、この点の説明を中心った。だから、科目の具体的構成に変化が要請された理由についった。だから、科目の具体的構成に変化が要請された理由についンケートを見ても以前の「法律学入門」も決して評判は悪くなか科目の具体的構成にはかなりの変化があった。実は学生たちのア

生はその名のとおりフレッシュなのであって、法律に対する素直にとっては、かならずしもこの講義の評判は悪くなかった。新入自分の専攻科目の導入部分を講義することになる。そして新入生た(年により三人~六人のことが多かった)。担当教員は、勢い、二 「法律学入門」は、複数の教員によるオムニバス講義であっ二

西南学院大学法学論集

第三八巻

第一号 (二〇〇五年

七月

いように思われる。学入門」に衣替えが求められたのは、教育上の効率の問題が大き学入門」に衣替えが求められたのは、教育上の効率の問題が大き心によく応えたと思われるのである。それにもかかわらず「法律な好奇心を持っていることが多い。「法律学入門」は、その好奇な好奇心を持っていることが多い。「法律学入門」は、その好奇

が早まっているからである。 が早まっているからである。 現在の法学部のあり方を前提にすると、法律科目に関する限り、現在の法学部のあり方を前提にすると、法律科目→応用発展的な法律が出ているがらである。

科目であるのだから。

う課題を引き受けることになる。を一人前の法学部生にして法律専攻科目の担当者に引き継ぐといを一人前の法学部生にして法律専攻科目群は、たった半期で新入生こうして、導入科目を構成する科目群は、たった半期で新入生

らざるをえない、ということである。 助しか有さないところでは、年度ごとに内容がアドホックに変わ形式をとるかぎり、西南学院大学法学部のような中小規模の教授形式をとるかぎり、西南学院大学法学部のような中小規模の教授が式をとるかぎり、西南学院大学法学部のような中小規模の教授が、のでは超えがたい限界があったように思われる。一番の問題は、 こうした課題にかんがみると、従来の「法律学入門」の枠組

容を充実させていくことは、望むべくもない。 容を充実させていくことは、望むべくもない。 容を充実させていくことは、望むべくもない。 容を充実させていくことは、望むべくもない。 の連携をとり、内 安定した講義内容を提供しつづけ、他の科目との連携をとり、内 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実かつ熱心に行われていた)、毎年、 としても(実際、これらは誠実がであるし、教員が在外研究や国内研究で講義を担

ム改正委員会(古賀衛委員長)における議論のなかでのことであ年度の後期に法学部長の諮問機関として設けられた、カリキュラする必要に迫られるなかでのことであった。具体的には二〇〇三南学院大学法科大学院の設立を受けて、法学部でも教育を再構築面 以上のような問題が明確に意識されるようになったのは、西

前述のような観点から導入科目の再検討が行われるなかで、り、筆者(毛利)もその末席をけがさせていただいていた。

論と各論があることを確認し、総論でよく取り上げられている学表的な法学概論の教科書類をざっと通覧し、「法学概論」には総学概論」と類縁性の高い「法哲学」担当者である筆者に対し、調「法律学入門」の検討も俎上に上ることになり、委員長より「法

習項目のピックアップに努めた。

に合わせて再編成する方がよいという結論に達した。 このような観点から「法律学入門」を見直してみると、それはこのような選点から「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点から「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がら「法律学入門」を見直してみると、それはこのような観点がように表示された。

問題はその中味である。法学概論総論には法の理念、法の構

西南学院大学法学論集

第三八巻

第一号 (二〇〇五年

七月

Ŧi.

かなり絞り込まざるを得ない。のような技術的なものも含まれる。半期という時間を考えると、技法のような実定法学学習を予告するようなもの、条文の読み方造、法の機能といった、いわば高尚な内容もあれば、法律解釈の

という意見が出て、「法律学の基礎」という名称がカリキュラムスとになった。そして、中味が変わるなら名前も変えたらどうか、は律学入門として要請されているという理解に達し、「法律学入法律学入門として要請されているという理解に達し、「法律学入法律学入門として要請されているという理解に達し、「法律学入法律学入門として要請されているという理解に達し、「法律学入法律学入門として筆者は、条文の読み方からはじまり法的なものの考え

改正委員会のなかで確定した

仮説的なものながら、以下のようなものが相応しいのではないか て、筆者は、「法律学の基礎」の学習項目としては、順不同かつ 以上のような観点から従来の法学概論総論の内容を点検してみ

と考えた。

公共的問題

公共的問題とは何か

公共的問題の解決方法の種類

・ルールによる公共的問題解決の特徴

・事例にあわせて六法を引く練習

第二文

条文特定法

条・項・号、本文・但書、前段・後段、第一文・

条文分解法

「又は」「若しくは」

「及び」「並びに」

例示

·適用除外

法的文章の書き方(判決三段論法を中心に)

ルール解釈のない場合

ルール解釈のある場合

・法的な出来事の見方 権利の発生・変更・消滅

滅規範

ルールの主体的読み方

権利発生規範、

権利障害規範、権利消

ルール解釈の技法

·拡張解釈 縮小解釈

·類推解釈

反対解釈

法的論争のレベルアップ法

· 予習 講義 復習

教科書の読み方(含む、

線の引き方)

ノートの取り方

・問題の諸形式

事例式問題における論点発見法

・法の諸分野

・履修上の注意

民事訴訟、刑事訴訟、

行政事件訴訟と憲法訴訟

「権利」の諸概念

般法と特別法

以上のような経過で開設された「法律学の基礎」は、意見を

六

以で、手前、筆者が二○○四年度と二○○五年度は担当している。この衣替えが所期の目的を達しうるかについては、結局、学生たいの衣替えが所期の目的を達しうるかについては、結局、学生ためで、近べた手前、筆者が二○○四年度と二○○五年度は担当している。

ところで、「法律学の基礎」の学習項目は決められるべき がきで導きだしたのであって、その意味で、いまのところ多少な の下請け科目であることに注意しなくてはならない。つまり、法 律専攻科目の担当教員ごとに「私の科目で学習成果が上がるため には、学生はそもそも○○の能力を身につけておく必要がある」 という項目があるはずであり、そこから逆算して、導入科目の学 習項目、ひいては「法律学の基礎」の学習項目は上述のような思考手 なのである。

新設の成果としていいうる、おそらく唯一のことであろう。以上とりあえずは設えたこと、これが現段階において「法律学の基礎」で、この科目は次第に西南学院大学法学部の導入科目に相応しい習項目には当然過不足があるはずであり、それを正していくこと習うした目で見れば、先に挙げた現状の「法律学の基礎」の学

西南学院大学法学論集